人事院事務総長

「人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)の運用について」の一部改正について(通知)

「人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施)の運用について(平成14年6月20日勤補-182)」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように 改める。

	(第 2	面)				(第 2	面)		
受給権者の氏名					受給権者の氏名				
受給権者の住所					受給権者の住所		•••••		
	年	月		日生		年		月	日生
補償の種類			(第	級)_	補 償 の 種 類			(第	級)
年 金 の 額				<u>円</u>	年金の額				円
支給開始年月	令和	年		<u>月</u>	支給開始年月	令和	年_		月
国家公務員災害補	償法の規定によ	り上記のと:	おり支給	します。	国家公務員災害補	償法の規定に。	こり上記のと	おり支給	こます。
	令和	年	月	日		令和	年	月	日
(実施機関の長の官)	職氏名)				(実施機関の長の官	『職 氏名)			
į.									

〈注 意 事 項〉

面

- 1 この証書は、国家公務員災害補償法によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は譲り渡すことはできません。株式 会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫を除き、担 保に供することもできません。また、差押えを受けることも ありません。
- 3 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機 関に返納してください。
- 6 実施機関への請求等は下記宛てに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

〈注 意 事 項〉

(第 3 面)

- 1 この証書は、国家公務員災害補償法によって傷病補償年 金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有 することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は譲り渡すことはできません。株式 会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫を除き、担 保に供することもできません。また、差押えを受けることも ありません。
- 3 この証書を亡失し、又は損傷したときは、再交付を実施機 関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除 き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換 えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合 を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に 対し療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書 を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機 関に返納してください。
- 6 実施機関への請求等は下記あてに行ってください。

(担当部署)

(所在地)

(電話番号)

	F			
	文書番号			
	:			
	9			
	令和	年	月	H
殿				
				;
(美施機	関の長の官職日	(名)		:
:				
:				;
:				
<u> </u>				
<u> </u>				

治 癒 認 定 通	知書			
さきに、令和 年 月 日付け			もって公社	务上の:
:				
:				
:				
I				
災害又は通勤による災害であると認定したあなたの気	災害は、令和	年	月	Ħ
:				
:				
:				
;				:
むもって治癒したものと認めますので、その旨通知しま	す。			
1 7				
なお、療養補償及び休業補償は、当日分までをもって	終了します。			
			日本産業規	

別紙第12

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	令和 年	Д П
	®	
	(実施機関の長の官職氏名)	
₹	台 癒 認 定 通 知 書	
さきに、令和 年 月	日付け	をもって公
務上の災害又は通勤による災害であ	ると認定したあなたの災害は、令和	年 月
日をもって治癒したものと認めますの	つで、その旨通知します。	
なお、療養補償及び休業補償は、当	i日分までをもって終丁します。	

(日本産業規格A列4)